

朝日町子育て世帯支援活動事業誕生応援金給付事業

(令和2年度限定事業)

朝日町では、新型コロナウイルス感染症対策として給付される特別定額給付金の対象とならなかった、令和2年4月28日以降に誕生したお子さんがいるご家庭へ、子育て世帯支援活動事業として誕生応援金を給付します。

給付対象者

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した児童

給付額

給付対象者一人当たり 10万円

申請・受給権者

給付対象者の保護者



要件

- 給付対象者の出生日以降も引き続き6月以上朝日町に居住する意志があること。
- 給付対象者の出生日において、給付対象者及びその保護者が朝日町の住民基本台帳に記録されていること。

ご注意いただきたいこと

- 朝日町子育て世帯支援活動事業誕生応援金給付事業実施要綱第7条の規定により、偽りその他不正の手段により誕生応援金の給付を受けた場合には、誕生応援金の返還を求めます。
- この誕生応援金は、国の定額給付金とは違い、課税所得の対象となります。
 - *臨時一時的に支給される助成金として「一時所得」の該当となります。
 - *一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

【お問い合わせ】

朝日町住民・子ども課